

令和 7 年（行コ）第 1 7 号

オンライン資格確認義務不存在確認等請求控訴事件

（原審：東京地方裁判所令和 5 年（行ウ）第 8 1 号、同第 1 6 2 号、同第 3 7 2 号）

控訴人 須田 昭夫 外

被控訴人 国（所管行政庁 厚生労働省）

証拠説明書（1 0）

2 0 2 6（令和 8）年 5 月 2 9 日

東京高等裁判所第 1 1 民事部 1 係 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 喜 田 村 洋 一

同 二 関 辰 郎

同 牧 田 潤 一 朗

同 小 野 高 広

甲号証	標目(原本・写の別)	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲 155	第25回国会 昭和32年健康保険法等の一部を改正する法律案 抜粋 (表紙、新旧条文対照表中扉、新旧条文対照表抜粋) (写し・国立公文書館デジタルアーカイブからのダウンロード)	1956～1957 (昭和31～32)年	厚生省 (当時)	健康保険法における「担当」との文言は、昭和32年法律第42号による改正前から既に条文上存在し、同改正は、「担当」の主体を保険医・保険薬剤師という個人から、保険医療機関・保険薬局という機関に変更したものであること等
甲 156	陳述書(原本)	2026(令和8)年5月27日	石毛清雄	本件各規定による義務化から生じる保険医療機関の負担は、閉院を決断させるほど重いものであること
甲 157	陳述書(原本)	2026(令和8)年5月29日	小澤聖史	本件各規定による義務化によって、保険医療機関ではトラブルが多発し、事務負担が大きく増加しているうえ、患者にも大きな負担をかけていること